

ハローワーク 京都だより

平成28年

11月

No.193 (通巻227号)
昭和51年6月創刊

労働市場ニュース

府内でユースエール認定企業が4社になりました



平成28年10月4日 長岡京病院理事長水黒知行氏に井内京都労働局長からユースエール企業認定証書が手渡されました

「ユースエール認定」とは、若者の採用・育成に積極的に取り組み、かつ若者の雇用管理が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度で、現在、京都府内では4社が認定を受けています。認定基準等詳しくは1～2ページをご覧ください。

11月は「職業能力開発促進月間」です

— 職業訓練でスキルアップ！従業員のキャリアアップで生産性向上！—

も
く
じ

ユースエール認定企業を紹介します！	1・2
雇用保険の適用拡大等について	3～6
労働移動支援助成金の支給内容の変更について	7・8
派遣労働者セミナーを開催します	9
育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されます	10
労働保険の成立手続はお済みですか◇11月は「労働保険適用促進強化期間」です◇	11
口座振替制度利用促進のお願い	12
平成28年度の京都府最低賃金について	13・14
京都府の雇用失業情勢	15



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

京都労働局 HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

ユースエール認定企業を紹介します！

「ユースエール」とは、若者の採用・育成に積極的に関わり、かつ若者の雇用管理が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度で、平成27年10月1日に新たに創設され、これまでに全国で95社が「ユースエール認定企業」として認定を受けています。

京都労働局においてこれまでに認定した企業は次の3社です。(平成28年9月30日現在)

認定企業

企業名	株式会社 ゼネック	
所在地	京都市中京区	
事業内容	情報処理・提供サービス業	



平成28年2月15日 京都労働局にて京都労働局長から認定証書をお渡ししました

認定企業

企業名	株式会社 京都新聞印刷	
所在地	京都市中京区	
事業内容	印刷業	



平成28年2月26日 京都労働局にて京都労働局長から認定証書をお渡ししました

認定企業

企業名	社会福祉法人 安井保育園	
所在地	京都市右京区	
事業内容	保育園	



平成28年8月10日 安井保育園にて京都労働局長から認定証書をお渡ししました

*ユースエール認定を受けるには

学卒求人など若者対象の正社員の募集を行っている中小企業で

- ①直近3事業年度の新卒者として正社員で就職した者の離職率が20%以下であること
 - ②前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下又は週労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下であること
 - ③前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上又は年平均取得日数が10日以上であること
 - ④直近3事業年度において、男性労働者の育児休業等の取得者が1名以上又は女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上であること
- などの要件をすべて満たしていることが必要です。

*認定を受けた企業は、認定マークを自社商品や広告などに付けることができるほか、厚生労働省の「若者雇用促進総合サイト」に企業情報が掲載されるなど、対外的にアピールができます。

「若者雇用促進総合サイト」のURL

<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp>

詳しくは最寄りのハローワーク又は
京都労働局職業安定課にお問い合わせください

雇用保険の適用拡大等について

～ 平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります ～

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

○ 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。

○ 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。

○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

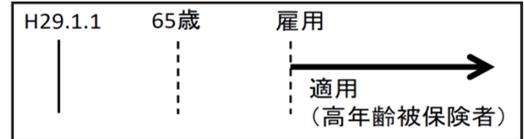
- （※1）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。
- （※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。
- （※3）被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。
- （※4）提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

《 適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例 》

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、**雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出を**してください。

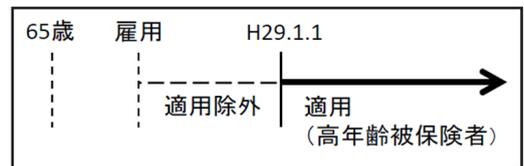
雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出を**してください。



〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

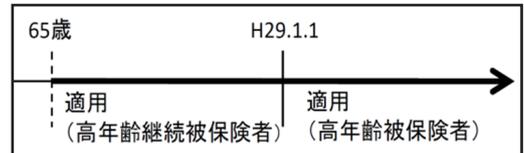
→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、**平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出を**してください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出を**してください。



〈例3〉高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ **自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要**です。





Q1 平成29年1月1日以降に新たに雇用した65歳以上の労働者だけが対象となりますか。それとも、平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者がいますが、平成29年1月1日になったら雇用保険の加入手続きをしなければならないのですか。

A1 平成29年1月1日以降に65歳以上の労働者を新たに雇用した場合だけでなく、平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者についても、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあれば、原則として雇用保険の適用の対象となりますので、加入手続きを行う必要があります。

平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している65歳以上の労働者の資格取得届は、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに提出してください。

Q2 平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者について、適用要件に該当するかどうかはいつの時点で判断しますか。また、労働者が雇用保険の適用を希望しない場合はどうすればよいのですか。

A2 適用要件に該当するかは、平成29年1月1日時点で判断してください。要件に該当すれば雇用保険の被保険者資格の取得日は平成29年1月1日となります。なお、事業主や労働者の希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば必ず適用となります。

Q3 65歳以上の方も雇用保険料を徴収する必要がありますか。

A3 保険料の徴収は、平成31年度までは免除となります。保険料率は、毎年変更になる可能性がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

【雇用保険料率について】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

【参考】平成28年度雇用保険料率	保険料率	事業主負担分	労働者負担分	備考
一般の事業	$\frac{11}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{4}{1000}$	農林水産・清酒製造業は $\frac{13}{1000}$ 、建設業は $\frac{14}{1000}$

Q4 雇用保険被保険者資格取得届の様式はどこで手に入りますか。

A4 届出の様式は、ハローワークで配布していますが、ホームページからもダウンロードが可能です。

【雇用保険関係の届出の様式のダウンロードはこちらです】

<https://hoken.hellowork.go.jp/assist/600000.do?action=initDisp&screenId=600000>

※印刷の際には、印刷ページに記載のある印刷時の注意事項や印刷帳票のポイントをよくご確認ください。

Q5 雇用保険被保険者資格取得届について、提出に当たり添付書類は必要ですか。

A5 原則として添付書類は不要です。

ただし、事業所として資格取得届の提出が初めての場合は、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿(タイムカード等)、その他社会保険の資格取得関係書類、雇用契約書など、その労働者を雇用したこと及びその年月日などが確認できる書類の添付が必要です。

また、届出の内容に不整合がある等の場合についても、書類を提出いただく場合があります。詳しくは管轄のハローワークにお問い合わせください。

Q6 平成28年12月末までに65歳以上の者を雇用したが、平成28年12月末までに退職した場合や、平成29年3月31日までの届出をする前に退職した場合は、どのような手続きが必要ですか。

A6 平成28年12月末までに退職した場合は、手続きは不要です。

平成29年3月31日までの届出をする前に退職した場合については、平成29年1月1日から退職までの間は雇用保険の被保険者となりますので、被保険者でなくなった日の翌日から10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届に雇用保険被保険者資格取得届も添えて提出してください。

～ 平成29年1月1日より65歳以上の被保険者も各給付金の対象となります ～

高齢求職者給付金について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高齢求職者給付金が支給（年金と併給可）されます。

なお、給付金を受けるには、離職後に居住地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしたうえで、受給資格の決定（※1）を受ける必要があります。その後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに来所し、失業の認定を受けることで、被保険者であった期間に応じた金額が支給（※2）されます。

（※1）受給資格の決定には、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 離職していること
- ・ 積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること
- ・ 離職前1年間（病気やけが等により働けない期間があった場合はその期間を加えることができます）に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算）あること

（※2）被保険者であった期間が1年以上の場合：基本手当日額の50日分
被保険者であった期間が1年未満の場合：基本手当日額の30日分 } が一時金として支給

- ・ 基本手当日額は、離職前6か月の賃金総額を180で割った額のおよそ50%～80%
（上限6,370円（平成29年7月31日までの額））

育児休業給付金、介護休業給付金について

平成29年1月1日以降に高齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

教育訓練給付金について

平成29年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高齢被保険者である方または高齢被保険者（平成28年12月末までに離職した方は、高齢継続被保険者）として離職日の翌日から教育訓練の開始日までの期間が1年以内の方も、要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。



詳しくはハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページを参照してください。

【ハローワークの所在案内】 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



～ 平成29年1月1日より、育児休業・介護休業給付金の要件を見直します ～

【育児休業給付金】

- 育児休業給付金の対象となる子の範囲について
養子縁組里親、養育里親等も育児休業給付金の対象となります。
- 有期契約労働者の育児休業支給要件について
有期契約労働者は、育児休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上ある、②子が1歳以降も雇用継続の見込みがある、③子が2歳に達する日まで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要がありますが、このうち、②の要件は廃止となり、③の要件は「2歳⇒1歳6か月」に緩和されます。

【介護休業給付金】

- 対象家族の拡大
祖父母、兄弟姉妹、孫は「同居かつ扶養」の場合が対象でしたが、「同居かつ扶養」の要件を廃止します。
- 介護休業の取得回数について
介護休業給付金は、同一の対象家族・同一の要介護状態の場合、原則1回、93日を限度として対象としていましたが、通算93日分を最大3回まで分割して取得することが可能になります。
- 有期契約労働者の介護休業給付支給要件
有期契約労働者は、介護休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること、②93日経過後も雇用継続の見込みがある、③93日経過後から1年を経過するまで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要があるが、②の要件は廃止となり、③の要件は「1年⇒6か月」に緩和されます。

※ 平成28年8月1日以降に開始した場合の給付率を引き上げました（賃金の40% → 67%）。



その他のお知らせ

◆ 平成29年1月1日以降に離職した方は、特定受給資格者の基準を見直します

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方であり、これに該当する場合、失業等給付(基本手当)の受給資格を得るために必要な雇用保険加入期間(※)が、「6か月以上」(通常は12か月必要)に短縮されます。

また、失業等給付(基本手当)の給付日数が手厚くなる場合があります。

(※)雇用保険に加入していた期間のうち、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します

【特定受給資格者の基準の見直し内容】

- 事業所から妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いを受けたことにより離職した場合、育児休業・介護休業等の申出を拒否されたことにより離職した場合について、特定受給資格者となります。
- 事業所からの賃金不払があった場合について、これまでは賃金不払が2か月以上続いた場合又は複数回あった場合に対象となっていたところ、賃金不払が1度でもあれば特定受給資格者となります。

◆ 雇用保険被保険者資格取得届には、マイナンバーの記載が必要です

何らかの理由によりマイナンバーを記載できない場合には、後日「個人番号登録・変更届出書」を提出してください。

届出の様式は、ハローワークで配付していますが、ホームページからもダウンロードが可能です。

【様式のダウンロードはこちら】

<https://hoken.hellowork.go.jp/assist/600000.do?screenId=600000&action=initDisp>

【マイナンバー制度関係資料】

- 雇用保険関係のFAQや様式(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

- 内閣官房ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

- 特定個人情報保護委員会ホームページ

<http://www.ppc.go.jp/>

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

- 電話番号：0120-95-0178(無料) ※一部IP電話などでつながらない場合(有料)

・マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405

・「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること 050-3818-1250

- 受付時間：平日9:30~20:00 土日祝9:30~17:30(年末年始12月29日~1月3日を除く)

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



◆ 365日いつでも申請可能な「電子申請」(e-Gov電子申請システム)が便利です、ぜひご利用ください

- ・電子申請なら、窓口での提出のように待ち時間を要することがありません。
- ・ハローワークに来所いただく手間も、書類の郵送の費用もかからないため、時間とコストをかけずに申請できます。
- ・電子申請を行うには、「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。



<e-Govについて>

e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

- e-Govの操作方法等についてのお問い合わせ先は、電子政府利用支援センターまでお願いいたします。

・メール : <https://www.egov.go.jp/contact/form/enquete.html>

・電話番号：050-3786-2225 FAX：050-3786-2226

- 参考マニュアル

・オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>

・雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

・e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

労働移動支援助成金の支給内容が平成28年8月1日から変更になりました。

「労働移動支援助成金」(再就職支援奨励金、受入れ人材育成支援奨励金)は、平成28年8月1日から、下記のように助成率などが大きく変更されたとともに、追加された支給要件があります。ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご留意ください。

再就職支援奨励金

〈助成額の変更〉

再就職援助計画の対象となった従業員の再就職支援を職業紹介事業者に委託した場合に、事業主に対して助成される、再就職支援奨励金の額が変わりました。

支給対象者一人当たり下記の額が支給され、改正後の内容は、平成28年8月1日以降に提出した再就職援助計画などの対象者についての支給申請に適用されます。

【A.委託開始申請分】 **変更点** 支給の対象が、中小企業事業主のみとなります。

現行	中小企業事業主	中小企業事業主以外	改正後	中小企業事業主のみ
	10万円			10万円*

*委託総額が20万円に満たない場合は、現行と同様に「委託総額」×1/2 となります。

【B.再就職実現申請分】 **変更点** 支給対象者一人当たりの助成率が変わりました。

※下表①～③の合計額から【A.委託開始申請分】の額を引いた額を支給。(①～③の合計額は、委託費用または60万円のうち低い方を上限とします)

現行	中小企業事業主		中小企業事業主以外	
	①	$(「委託費用」-②-③) \times \frac{2}{3}$ * *対象者が45歳以上の場合 4/5		$(「委託費用」-②-③) \times \frac{1}{2}$ * *対象者が45歳以上の場合 2/3
②	訓練加算…6万円/月、3か月が上限。(詳細はパンフレットを参照)			
③	グループワーク加算…3回以上実施で1万円を上乗せ。			

改正後	中小企業事業主		中小企業事業主以外			
	①	通常	$(「委託費用」-②-③) \times \frac{1}{2}$ * *対象者が45歳以上の場合 2/3		通常	$(「委託費用」-②-③) \times \frac{1}{4}$ * *対象者が45歳以上の場合 1/3
区特 分例 (※1)		$(「委託費用」-②-③) \times \frac{2}{3}$ * *対象者が45歳以上の場合 4/5		区特 分例 (※1)	$(「委託費用」-②-③) \times \frac{1}{3}$ * *対象者が45歳以上の場合 2/5	
②	訓練加算…変更なし					
③	グループワーク加算…変更なし					

(※1)特例区分は、次の①、②の条件のいずれにも該当する場合に適用されます。

① 申請事業主が、労働者の再就職支援の実施について委託する職業紹介事業者との委託契約において次のいずれにも該当する契約を締結していること。

ア 職業紹介事業者に支払う委託料について、委託開始時の支払額が委託料の2分の1未満であること。

イ 職業紹介事業者が支給対象者に対して訓練を実施した場合に、その経費の全部又は一部を負担するものであること。

ウ 委託に係る労働者の再就職が実現した場合の条件として、当該労働者の雇用形態が期間の定めのないもの(パートタイムを除く)であり、かつ、再就職先での賃金が離職時の賃金の8割以上である場合に委託料について5%以上を多く支払うこと。

② 支給対象者の再就職先における雇用形態が、期間の定めのない雇用(パートタイム労働者を除く。)であり、かつ、再就職先での賃金が離職時の賃金の8割以上であること。

〈支給要件の追加〉

「労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)」の申請事業主の要件として、新たに次の項目が追加されました。

1

再就職支援を実施する職業紹介事業者と退職コンサルティングを実施する会社等との連携の場合の不支給

申請事業主が、離職を余儀なくされる労働者の再就職支援の実施を委託する職業紹介事業者と退職コンサルティングを実施する会社等が連携^(※2)していたことを承知していた場合、本助成金を受けることができません。

(※2) 離職を余儀なくされる労働者の再就職支援の実施について委託する職業紹介事業者と退職コンサルティングを実施する者が、退職コンサルティングや再就職支援業務の受託や実施に係る情報交換、再就職支援の対象者を増やすような情報交換を行っていることをいいます。

なお、平成28年4月1日から、離職を余儀なくされる労働者の再就職支援の実施について委託した職業紹介事業者から、当該労働者の離職の日の前日から1年前の日以後、当該労働者の係る再就職援助計画を公共職業安定所に申請又は提出した日までの間に、退職コンサルティングを受けていた場合は本助成金を受けることができないこととしており、その点は変更ありません。

2 支給対象者の希望に応じた、再就職支援を実施する職業紹介事業者の選定

再就職支援を委託する職業紹介事業者は、次の①、②のいずれかの方法で選定する必要があります。

- ① 申請事業主と労働組合等の間であらかじめ合意した複数の事業者の中から、支給対象者が希望する事業者を選定する方法
- ② 利用確認券^(※3)を用いて支給対象者の希望に応じて職業紹介事業者を選定する方法

(※3) 利用確認券は、労働者が希望する職業紹介事業者へ再就職支援の委託を行ったことの確認のため、都道府県労働局から申請事業主に対して発行するものです。

3 「再就職支援計画届」「再就職支援対象者一覧表」の作成および届け出

上記「2」の方法で選定した職業紹介事業者と委託契約を行った後、「再就職支援計画届」と「再就職支援対象者一覧表」を作成し、必要な書類を添付した上で、次の期間までに管轄労働局長に届け出る必要があります。

・「2」- ①の方法で職業紹介事業者を選定した場合・・・委託契約日の翌日から2か月以内

・「2」- ②の方法で職業紹介事業者を選定した場合・・・委託契約日の翌日から1か月以内

(利用確認券発行の申請手続き期間を含みます)

4 人員削減のあった組織において、生産量が低下しているか赤字であること

申請事業主の人員削減を行う組織等^(※4)において、生産量が低下している場合又は赤字である場合(いずれも、見込まれる場合を含む)^(※5)に支給対象となります。

(※4) 事業部門、事業所、事業部、企業等いずれのレベルでも差し支えありません。

(※5) 下記の①または②に該当する場合をいいます。

① 生産量(額)、販売量(額)又は売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、対前年比10%以上減少していること(今後生産指標の減少が見込まれる場合を含む)。

② 直近の決算における経常利益が赤字であること(今後赤字となることが見込まれる場合を含む)。

5 委託する対象者数が30人以上であること(中小企業事業主以外のみ)

中小企業事業主以外にあつては、再就職支援を委託する労働者数が30人未満の場合は、再就職支援奨励金を受けることができません。

受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援)

<助成額の変更>

再就職援助計画などの対象者を、離職後3か月以内に期間の定めのない労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇入れ、継続して雇用することが確実である場合に支給される、「受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援)」の助成額が変わりました。

変更点

① 支給額を30万円に引き下げました。

② 一定の要件を満たす場合、優遇助成として40万円を支給します。

※改正後の助成額は、雇入れ日が平成28年8月1日以降の場合に適用されます(ただし、平成28年8月1日より前に認定を受けた再就職援助計画の対象者の雇入れについては、現行の助成額が適用されます)。

現行	1人当たり40万円		上限:500人分/年
改正後	通常	優遇助成	上限:500人分/年
	1人当たり30万円	1人当たり40万円	

優遇助成の対象

生産指標等により一定の成長性が認められる事業所^(※6)の事業主が、「認定支援機関」の支援を受けて再生計画を策定している事業所等から離職した方^(※7)を雇い入れた場合に適用されます。

(※6) 下記の①または②に該当する事業所のこと。

① 生産指標(生産量、売上高等)又は設備投資額が過去3年間に5%以上伸びていること

② ローカルベンチマーク^{*}の財務分析結果(総合評価点)が「B」以上であること

^{*}ローカルベンチマーク: 経済産業省がインターネット上において提供する、企業の経営状態を把握するためのツール(http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)

(※7) 「就職援助計画対象労働者証明書」等に「特例対象者」と記載されている方です。

派遣で働いている方
派遣で働こうと思っている方

受講は無料!
事前申込不要

派遣労働者セミナーのご案内

- 労働者派遣のしくみ
- 派遣で働く時のチェックポイント
- 派遣会社がしてくれること
- 労働基準法について

☆☆☆ 個別相談もお受けします。☆☆☆

日時

10月28日(金)～ 2月11日(土) 同一内容で10回開催
時間はいずれも 14:00～15:30

10月

日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28 労働局	29
30	31					

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18 舞鶴	19	20	21
22	23	24	25	26 労働局	27	28
29	30	31				

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9 労働局	10	11	12
13	14	15	16	17 福知山	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7 労働局	8	9	10	11 テルサ

12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 労働局	6 伏見	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17 テルサ
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

事前申し込み不要
雇用保険受給者の方は「求職活動」となります。

【会場】

- 労働局▷京都労働局6階会議室 **P** 無
☎ 075-241-3225
- 伏見▷ハローワーク伏見 **P** 無
☎ 075-602-8609
- 福知山▷ハローワーク福知山 **P** 有
☎ 0773-23-8609
- 舞鶴▷ハローワーク舞鶴 **P** 有
☎ 0773-75-8609
- テルサ▷京都テルサ東館第8会議室 **P** 有料
☎ 075-692-3400

【お問合せ先】 京都労働局需給調整事業課 ☎075-241-3225 (8:30～17:15)

主催:京都労働局・ハローワーク西陣、京都七条、伏見、宇治、京都田辺、福知山、舞鶴、峰山

育児・介護休業法及び 男女雇用機会均等法が改正されます

～平成29年1月1日施行～

1 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

- 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができることとする。
- 介護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。
- 所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。
- 有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和する。

2 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

- 子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 有期契約労働者の育児休業の取得要件を、
 - ①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、
 - ②子が1歳6か月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかでない者とし取得要件を緩和する。
- 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずるものについては育児休業制度等の対象に追加する。

3 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境整備

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。(妊娠・出産の部分は男女雇用機会均等法の改正)

<お問い合わせ先>

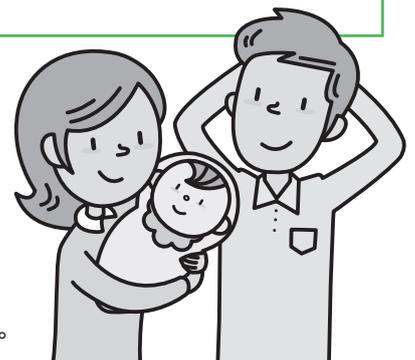
京都労働局雇用環境・均等室

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

電話 075(241)3212

*詳細については、京都労働局ホームページ

<http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>に掲載しています。



事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続はお済みですか

◇ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です ◇

労働保険とは、労災保険と雇用保険の2つを併せた保険のことを言います。

労働保険とは、労働（通勤）災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行うことにより労働者の福祉の増進を図る制度です。

労働保険は政府が管理、運営している強制保険で、原則として、労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業所となり、事業主は成立手続（加入手続）を行わなければなりません。このため、未加入の事業主の方は、次の点にご留意ください。

- 再三の加入勧奨・手続指導にもかかわらず、自主的に成立手続を行わない場合は、最終的な手段として職権による成立手続及び保険料の認定決定が行われます。
- 事業主が成立手続を行わない期間中に労働災害が発生した場合、遡って保険料を徴収される他、給付に要した費用の全部または一部を費用徴収されます。

平成28年度 労働保険大会が開催されます

日時	平成28年11月16日(水)	午後2時40分開会
場所	京都ブライトンホテル	「慶祥」の間
主催	一般社団法人全国労働保険事務組合連合会京都支部	
内容	①表彰 功労役員 優良職員 優良事務組合 優良受託事業所 ②講演 演題「日本人の働き方」 元厚生労働省労働基準局長 野寺 康幸氏	

お問い合わせ先：京都労働局労働保険徴収課 ☎075-241-3213

労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

「口座振替による納付」のメリット

① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。

② 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。

※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。

③ 手数料はかかりません。

④ 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます。

保険料を延納(分割納付)している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日 ^(※)	1月31日 ^(※)
	↓	↓	↓
口座振替による納付日(引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
	≡	≡	≡
ゆとり日数	58日	14日	14日

※労働保険事務組合については、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

① 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

※労働保険事務組合用の申込用紙についてはダウンロードができません。お手数ですが、労働局・労働基準監督署の窓口でお受け取りください。

厚生労働省 労働保険 口座振替

② 金融機関の窓口へ提出

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。対象の金融機関については厚生労働省ホームページ(上記)でご確認ください。

<各期の申込締切日・口座振替日>

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
全期または第1期	申込締切日 2月25日	→						口座振替納付日 9月6日						
第2期						申込締切日 8月14日	→		口座振替納付日 11月14日					
第3期								申込締切日 10月11日	→			口座振替納付日 2月14日		

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、引き落とし日(口座振替納付日)の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。



必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

京都府最低賃金は、平成 28 年 10 月 2 日から

時間額 **8 3 1** 円 (24 円引上げ)

京都労働局 労働基準部 賃金室

① 最低賃金制度とは？

京都府最低賃金(地域別最低賃金)は、セーフティネットとして、京都府内のすべての使用者及び労働者に適用されます。

パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。

*なお、特定の産業については、京都府最低賃金より高い金額で、特定(産業別)最低賃金が定められている場合がございますので、ご確認下さい。

② 使用者が最低賃金を支払っていない場合にはどうなるの？

使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則(50万円以下の罰金)が定められています。(最低賃金法第40条)

③ 最低賃金から除外される賃金がありますか？

最低賃金には、次の賃金は算入されません

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外・休日及び深夜手当(深夜割増賃金など)
- ④ 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当

京都府最低賃金額の周知用ポスターの掲示場所を探しています。

多くの府民が集まる「公共施設、金融機関、スーパー」等でポスター掲示にご協力頂ける事業場からのご連絡をお待ちしています。

ポスターサイズは「H71×W51」で、平成28年12月以降配布予定です。

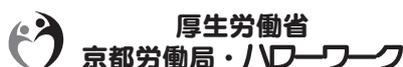
お問合せ先：京都労働局 労働基準部 賃金室 TEL 075-241-3215 FAX 075-241-3219



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

京都労働局・各労働基準監督署

当該リーフレットは、京都労働局のホームページに掲載していますので、ご活用下さい。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

最低賃金との比較方法

- ① 時間給制の場合 時間給 \geq 最低賃金額
- ② 日給制の場合 日給額 \div 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額
- ③ 月給制の場合 月給額 \div 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額
- ④ 出来高払制その他の請負制によって、定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額 \div
当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数 \geq 最低賃金額

月給制の場合の換算例

【例】年間所定労働日数 252日、所定労働時間 毎日8時間、月給138,000円の方の場合

③の計算式にあてはめると、年平均1か月所定時間数は

・ 8時間 \times 252日 \div 12か月 = 168時間 ですから

・ 月給 138,000円 \div 168時間 = 821.42...円 $<$ 831円

したがって、この場合は、京都府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反しています。

最低賃金総合相談支援センターでは、最低賃金額に関するご相談や、中小企業、小規模事業者に対する賃金引上げのための経営・労務管理等に関する相談を電話やメールで受け付け、専門家による具体的なアドバイスを行うとともに、状況に応じた専門家派遣等の支援も行っていますので、是非、ご活用下さい。



業務改善助成金の拡充について

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

平成28年8月24日から、京都府内において、「業務改善助成金」が活用出来るよう制度拡充されました。

厚生労働省ホームページ「業務改善助成金のご案内パンフレット」でご確認下さい。

お問合せ先

「京都府最低賃金総合相談支援センター 0120-420-825」に、お気軽にお問い合わせ下さい。(受託団体名 京都府中小企業団体中央会)

申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ね下さい。

【担当部署】 京都労働局雇用環境・均等室 075-241-3212

最低賃金制度の詳細は、厚生労働省ホームページでご確認下さい。

【厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>】

【最低賃金に関する特設サイト 必ずチェック 最低賃金 使用者も労働者も。】

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索

当該リーフレットは、京都労働局のホームページに掲載していますので、ご活用下さい。

京都府の雇用失業情勢

～有効求人倍率は1.32倍で、昭和48年12月以来の高水準を5か月連続で維持～

● 平成 28 年 9 月 内 容 ●

平成 28 年 10 月 28 日
京都労働局職業安定部

【雇用失業情勢の総括】

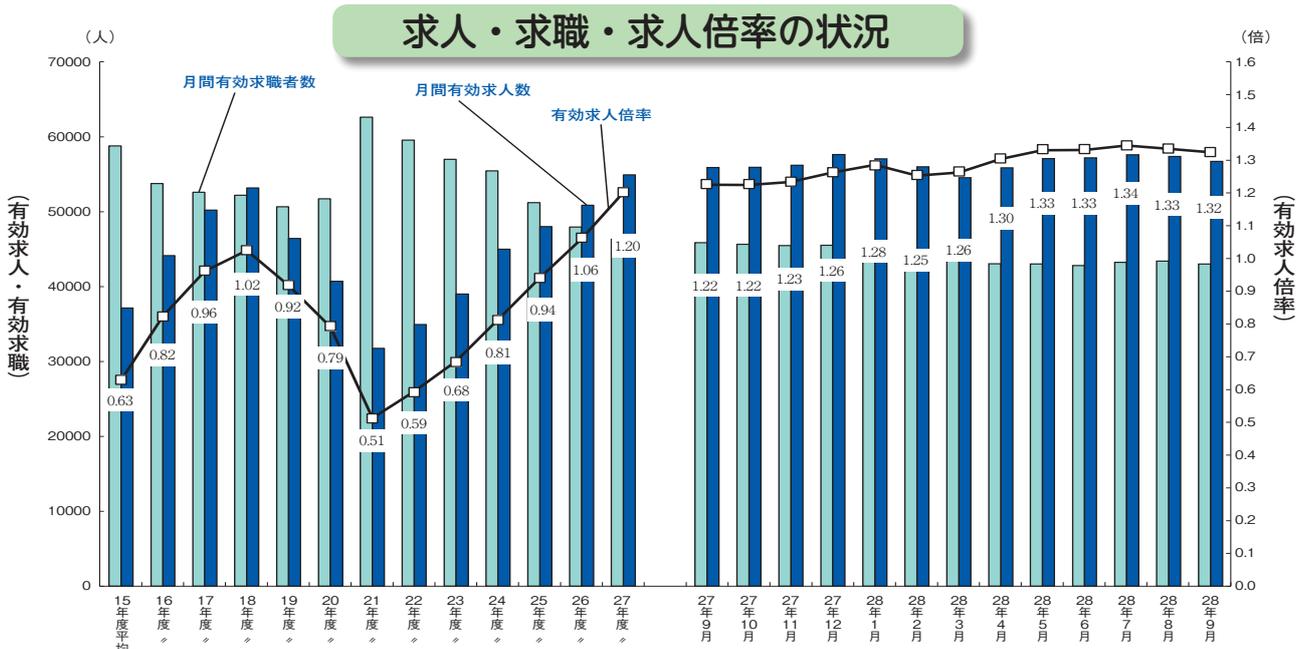
雇用保険被保険者数は、一部の産業で減少が続いているが、前年同月比で1.1%増と78か月連続で増加している。有効求職者数(原数値)、雇用保険受給者数は減少している。

平成28年9月の有効求人倍率(季節調整値)は1.32倍で前月より0.01ポイント低下したものの、昭和48年12月の1.32倍以来の高水準を5か月連続で維持した。

以上のことから、**京都府内の雇用情勢は、改善が進んでいる**と判断する。

【求人・求職の動向】

- (1) 有効求人数(季節調整値)は、56,611人と前月に比べ1.5%減少し、有効求職者数(同)も、43,035人と前月に比べ0.8%減少した。
- (2) 有効求職者数(原数値)は、43,005人で前年同月比5.7%減少した。
新規求職者数(原数値)は、9,345人で前年同月比8.1%減少した。内訳は、一般が6,022人で7.3%減少し、パートも3,323人で同9.4%減少した。新規常用求職者(パートを除く)の構成比をみると、在職者30.4%、離職者60.5%(うち事業主都合14.1%)、無業者9.1%である。なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比26.3%減少している。
- (3) 有効求人数(原数値)は、57,273人で前年同月比1.9%増加した。
新規求人数(原数値)は、22,440人で前年同月比0.8%増加した。内訳は、一般が11,349人で同4.3%増加し、パートは11,091人で同2.4%減少した。主要産業別にみると、前年同月比では、建設業(同2.2%増)、製造業(同2.0%増)、卸売業・小売業(同10.1%増)、金融業・保険業・不動産業・物品賃貸業(同19.4%増)、学術研究専門・サービス業(同18.5%増)、生活関連サービス業・娯楽業(同10.8%増)、教育・学習支援業(同2.3%増)、医療・福祉(同10.3%増)、複合サービス事業(同442.2%増)、サービス業(他に分類されないもの)(同8.2%増)と多くの産業で増加した。一方、減少した産業は、情報通信業(同18.4%減)、運輸業・郵便業(同6.7%減)、宿泊業・飲食サービス業(同19.8%減)となった。
- (4) 就職件数は、3,245件で前年同月比7.8%減少した。内訳は、一般が1,771件で同9.6%減少、パートは1,474件で同5.5%減少した。雇用保険受給者の就職件数は、825件で同14.2%減少した。



注：月別の数値は季節調整値である。なお、平成27年12月以前の数値は、平成28年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。